

# いぼかわ

揖保川流域委員会  
ニュースレター

2005年7月 発行 No. 20

# せせらぎたより



網干区 下余部  
(八十大橋の前身の木橋・平成元年撮影)

## Contents

### 第13回委員会が開催されました。

- ◆「住民意見反映のあり方に対する意見書 一河川整備計画策定時一」が確定し、河川管理者に提出されました。
- ◆「揖保川河川整備計画(治水)の基本的な考え方」について河川管理者からの説明と質疑が行われました。



今回の表紙写真は姫路市にお住まいの妻鹿利一さんから寄せられた写真です。

このニュースレターは、「揖保川流域委員会」の審議内容について流域の皆さんに発信するために、委員会が編集・発行しています。揖保川流域委員会の内容は、ホームページでもご覧いただけます。

揖保川流域委員会 ホームページアドレス

<http://www.iboriver.jp>

## 審議内容の紹介

■日時:平成17年5月30日(月) 14時~17時

■場所:宍粟市宍粟防災センター

第13回委員会では、「住民意見反映のあり方に対する意見書」の内容が確認され、河川管理者へ提出されました。続いて、揖保川河川整備計画(治水)の基本的な考え方について河川管理者より説明があり、質疑が行われました。会議の冒頭では、昨年度の豪雨災害についての説明も行われました。

### 1.住民意見反映のあり方について

前回の第12回委員会、第6回情報交流分科会における審議結果を踏まえて委員が作成した「住民意見反映のあり方に対する意見書 ー河川整備計画策定時ー」【資料1】について、委員長及び庶務による資料説明の後、内容の確認を行い、出席委員の了承を得て同日付で河川管理者に提出されました。

#### 委員からの主な発言

##### ー 住民意見の反映のあり方について

- 一般の住民にとって、河川改修に対する意見を言うという習慣が今までなかったところへ、堅苦しい調子で「意見を言いなさい」と言っても難しい。言葉も、河川工事に携わっている人にとっては普通かもしれないが、私にとっても難しい言葉がある。そのあたりをもっともっとかみくだいて、一般の方がどんな意見でもいいから言えるような雰囲気を作っていかなないと、住民意見を反映するどころではないと思う。また、

あらゆる手段を使って、流域の住民に、こういう会があり、意見を言う機会があるということをもっと浸透させないといけない。

- 流域委員会が知られていないというのは、我々も反省しないといけない。ただ、それなりの反応はあるということなので、ゆっくり見守りながら浸透していくように努力しなければいけない。

### 住民意見反映のあり方に対する意見書

#### ー河川整備計画策定時ー【資料1】

揖保川流域委員会は平成16年3月に、それまでに委員会が集めた住民意見や委員会で議論された意見を集約し、「提言」をとりまとめた。その後、河川管理者より河川整備計画の段階的な作成プロセスが示されたことを受け、より具体的な住民意見反映のあり方について、委員会、分科会において議論を行った。

本意見書は、先の「提言」に盛り込まれた「住民意見反映のあり方」への提言に加え、今後、河川整備計画策定プロセスの各段階で、確実かつ効果的に住民意見が反映されるための具体的な方法を示したもの(答申)である。

#### 1. 住民意見反映の基本方針

- ① 河川整備計画策定プロセスにおいて、「河川整備に向けた説明資料」の提案及び「河川整備計画(原案)」の提案の二つの段階において住民意見反映の機会を設ける。
- ② 流域住民に意見反映の公平な機会を提供するため、全流域を対象としたアンケートやシンポジウム・フォーラム等、ならびに流域の各地における集会(説明会・学習会・対話集会・意見聴取集会等)の開催を組合せ、広報活動と意見聴取を行う。
- ③ 住民の属性(年齢、男女、職業等)にも配慮して意見反映の機会が偏らないようにする。
- ④ 住民意見の反映に当たっては、「伝える」「聞く」「対話・共有・深化する」「反映する」という段階を十分に認識する。なかでも、必要な情報を流域の住民に確実に伝えること、住民意見をできるだけ具体的に河川整備計画に盛り込み、反映することを心掛ける。
- ⑤ 河川整備計画の策定や、住民意見反映の手順をわかりやすく明示する。

## 2. 住民意見反映の方法

### ① 「河川整備に向けた説明資料」の提案の段階

- 1) 河川整備計画が策定されること及び住民意見聴取の機会があることを「伝える」
- 2) 河川整備計画の内容を「伝え」、それに対する意見を「聞く」
- 3) 河川整備計画の内容について「対話・共有・深化する」

方法	留意事項
a. チラシ等の配布	・自治体、自治会等を通して全戸に配布する ・各種団体等に配布する
b. ホームページへの掲載	・姫路河川国道事務所、流域委員会のホームページに掲載するとともに、自治体等へもリンクを依頼する
c. ポスター等の掲示	・主要公共施設への掲示を依頼する
d. マスメディアを通じた広報	・新聞の活用等、効率と費用を考慮して可能な範囲で実施する

方法	留意事項
h. 流域フォーラム等の開催	・流域全体として捉える課題について、有識者等の意見・考えを聞く
i. 学習会の開催	・整備計画の内容等に対する疑問点を解消し、河川整備計画を学習する機会を設ける
j. 対話集会の開催	・住民の属性を踏まえ、招請した人や公募した住民が一定のテーマについて意見交換する機会を設ける ・集会は公平な立場の人が進行役を務めるワークショップ等の手法で実施する
k. 意見聴取集会の開催	・河川整備計画に対する説明に終始することのないよう、住民から公平により多くの意見を聞く機会とする

方法	留意事項
e. 説明会の開催	・計画内容の理解について、地域間や住民の属性による差が出ないように努力する
f. 住民等アンケートの実施	・地域、住民の属性が偏らないように配布する
g. パブリックコメントの募集	・インターネット、FAX、書簡等全ての通信手段に対応する

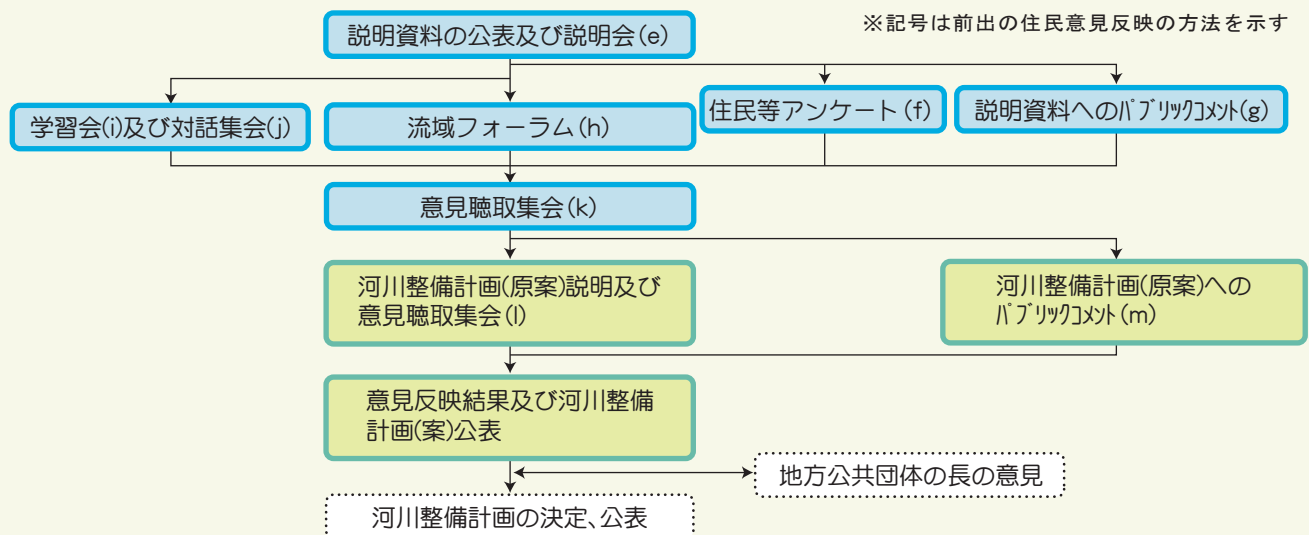
### ② 「河川整備計画（原案）」の提案の段階

- 1) 「河川整備に向けた説明資料」に対する意見の「反映」結果を「伝え」、「河川整備計画（原案）」に対する意見を「聞き」、「対話・共有・深化する」

方法	留意事項
l. 意見聴取集会の開催	・提起された意見を主体に議論を深めるとともに、さらなる意見を聞く
m. パブリックコメントの募集	・インターネット、FAX、書簡等全ての通信手段に対応する

## 3. 住民意見反映の手順

意見反映は次の手順で行う。それぞれの意見聴取機会の存在をa～dの手法により住民に伝える。



## 4. 流域委員会活動への協力

流域委員会が河川整備計画に対する意見を取りまとめるに際しては、各委員の見識に加え、地域住民の意見も重要な事項となるため、住民意見をできるだけ公平、正確に聴取することを目的として、次の流域委員会委員の活動に河川管理者が協力する。

- ① 学習会・対話集会の共催
- ② アンケート、フォーラム等の実施方法に関する提案



## 2. 揖保川河川整備計画(治水)の基本的な考え方

河川管理者より「揖保川河川整備計画(治水)の基本的な考え方」【資料2】について説明が行われ、治水の部分については2回に分け、今回は右図の枠で囲った部分の説明が行われました。

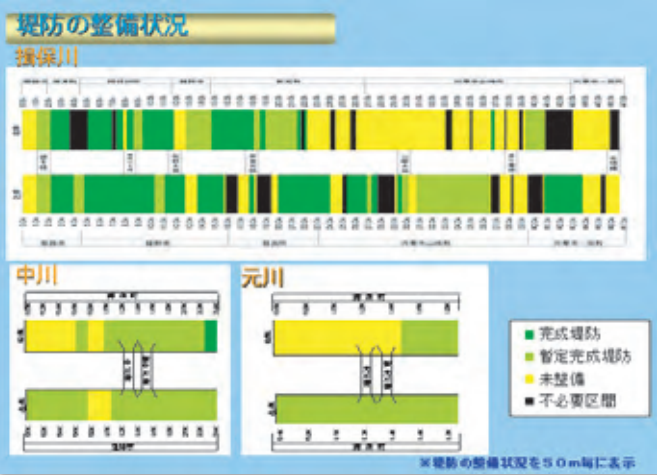
昨年揖保川流域委員会が提言した内容に答える形で、これまでに揖保川流域で過去に実際にあった15の洪水を選び、その中の代表的な洪水について氾濫シミュレーションを実施した結果が紹介されました。

揖保川の治水の基本的な考え方として、①概ね30年間の計画とすること、②「量的安全度の確保」、「質的安全度の確保」及び「危機管理対策」の3つを治水対策の基本構成とすることが示され、その中の「量的安全度の確保」となる「流す」方策の検討としては、現在の継続事業、堤防の質的対策及び30年間の想定事業規模を勘案して試算した結果、昭和47年7月12日の洪水を対象洪水とする考え方が示されました。

### 第13回流域委員会説明範囲(赤色の枠内)

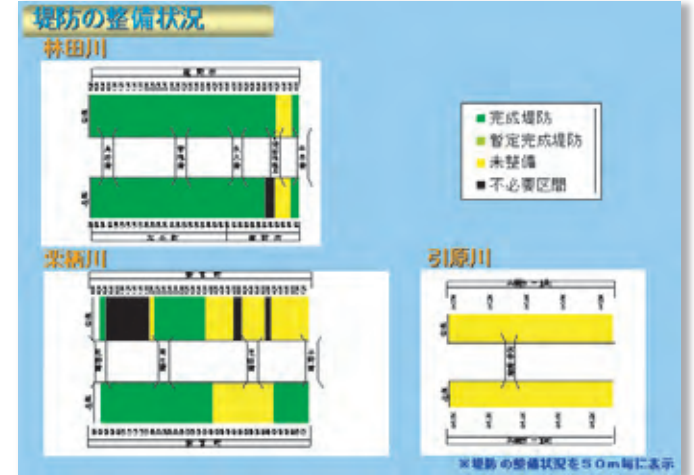
1. 既往洪水の概要
2. 治水計画の経緯
3. 河道整備の現状
4. 治水対策の基本的な考え方
5. 量的安全度確保の基本的な考え方
  5. 1 「流す」方策の検討
    5. 1. 1 対象洪水と対策箇所選定の考え方
    5. 1. 2 個別箇所対策(案)
  5. 2 「溜める」方策の検討
6. 継続事業
7. 対策による下流への影響確認
8. 対策の効果
9. 質的安全度確保の基本的な考え方
10. 危機管理対策の基本的な考え方

図1 現状の堤防の整備状況(揖保川本川・中川・元川)



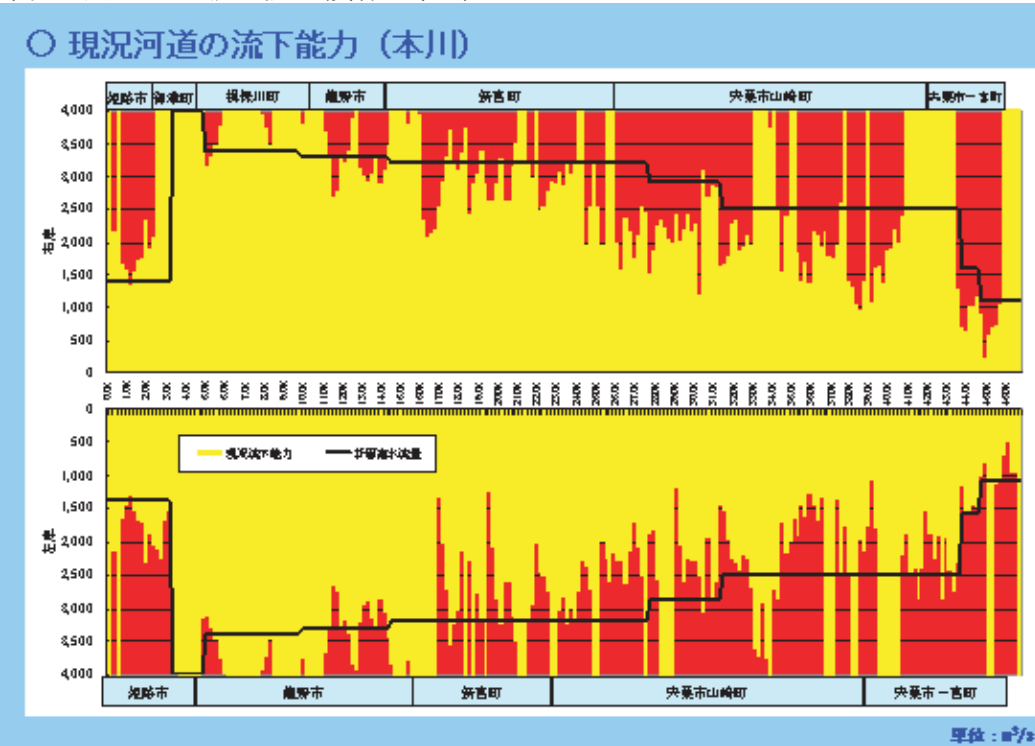
【資料2】P5(上)

図2 現状の堤防の整備状況(林田川・栗栖川・引原川)



【資料2】P5(下)

図3 現況河道の流下能力(揖保川本川)

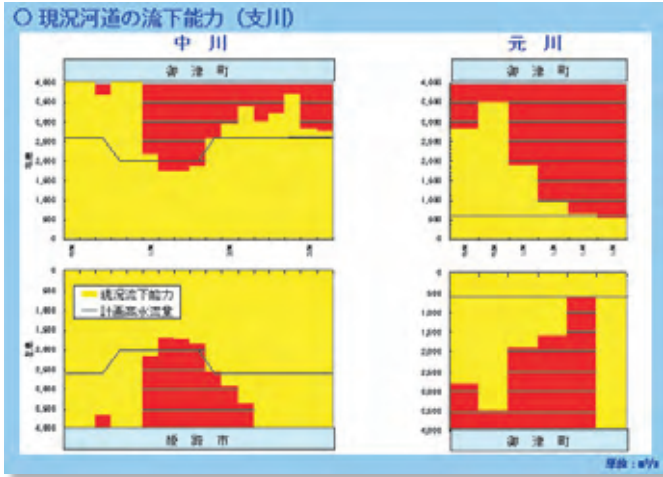


【資料2】P7(下)

### 流下能力図の見方

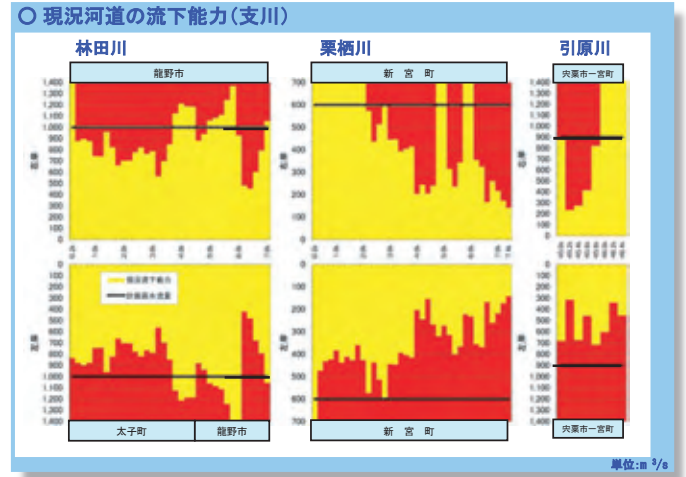
図の太線(左図では計画高水流量を示している)より黄色い部分(左図では現況流下能力を示している)が下回っている(=内側にある)ところでは、その分の現況の断面(堤防の高さ、川幅など)による流下能力が不足している。

図4 現況河道の流下能力(中川・元川)



【資料2】P8(上)

図5 現況河道の流下能力(林田川・栗栖川・引原川)



【資料2】P8(下)

説明内容に関する質疑

— 評価に使用したデータについて —

● 7ページの下(図3)の「現況河道の流下能力(本川)」の見方だが、通常、この手のグラフは水位等を表すことが多いと思うが、左岸側の流量と右岸側の流量が異なっている。この図では、例えば右岸側について注目しているときは、左岸側からの溢水や氾濫がないものと仮定したときの流下能力というように見たらよいのか。

→(河川管理者による回答) 実際は左右岸で堤防の整備状況が違うので、左岸右岸をそれぞれ独立して評価している。

● 10ページの下(図9)の図は日雨量確率曲線となっているが、このデータは24時間最大雨量ではなく、何らかの日界で区切られた日雨量の最大値の統計データと考えてよいか。また、この資料には幾つかハイドログラフやハイトグラフが載っているが、これらの出水についても、9時から9時といった日界での日雨量で評価されていると理解してよいか。

→(河川管理者による回答) データとして明治32年から昭和60年までの87年間の日雨量を使用している。いずれの図も、ある日の朝9時から次の日の9時までの日雨量で評価している。

● 雨量を使って30年に1回の洪水といった規模を求める

ときに、データ期間を長く取るという意味では明治にさかのぼって日単位のデータを使うことは理解できるが、時間雨量が利用できる期間でも、多分50年分のデータが得られるのではないか。そのデータを使って、最大24時間雨量とか、洪水到達時間内、例えば6時間の雨量を同時に評価するという方法論があると思う。ここでの雨量確率というのは、あくまで目安として示したものであるという理解でよいか。

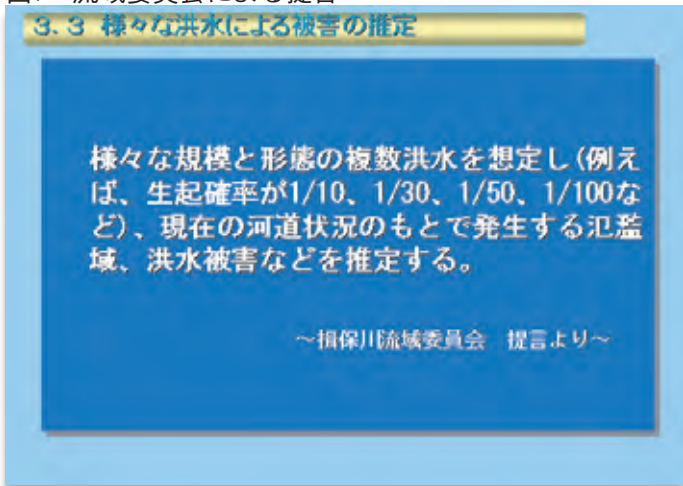
→(河川管理者による回答) 使用したデータの期間は前回の工事実施基本計画策定時に使った昭和60年までなので、例えば昨年、(龍野地点で)2000 m<sup>3</sup>/sを超えた洪水が3回もあったので、その日雨量のデータを加えて評価すると変わるかもしれないが、あくまで参

図6 揖保川における既往洪水(主な15洪水)

1. 既往洪水の概要			注)・被害状況は、「水害統計」等による。H16年洪水被害は、兵庫県速報値より姫路市を除く直轄区域(沿川市町)を累計・H16年洪水の水文観測値は暫定値であり、精査の結果修正される場合がある。
洪水 生起年月日	龍野地点上流域 流域平均雨量 (日最大雨量: mm)	龍野地点 最大流量 (m <sup>3</sup> /s)	被害状況
1 S38.07.11 (梅雨前線)	117.6	1,903	・未改修箇所の家屋、田畑が一部浸水 ・橋梁の流失等公共土木施設に被害
2 S39.08.24 (台風14号)	164.5	1,556	・水害統計に記載されていない
3 S39.09.24 (台風20号)	165.4	1,967	・流失家屋4戸・家屋の浸水292戸 ・農地・宅地の浸水145ha・橋梁の流失等公共土木施設に被害
4 S40.07.22 (梅雨前線)	122.8	1,927	・主として公共土木施設に被害
5 S40.09.10 (台風23号)	91.3	2,230	・流失家屋5戸・家屋の浸水602戸 ・農地、宅地の浸水約260ha・河川護岸の崩壊等公共土木施設に被害
6 S45.08.21 (台風10号)	186.8	2,900	・浸水家屋1,079戸・農地、宅地の浸水約3,187ha ・橋梁の流失等公共土木施設に被害
7 S47.07.12 (梅雨前線)	115.5	1,629	・農地等の浸水約341ha ・河川施設等の公共土木施設に被害
8 S51.09.10 (台風17号)	191.2	2,031	・支川を中心に被害が相次ぎ、栗栖川では、堤防の決壊、溢水、橋梁の流失等が発生 ・上流部の一宮町で、大規模山崩れが発生し、死者3名・家屋流失68戸・家屋浸水3,060戸 ・農地、宅地の浸水約2,828ha・河川施設等の公共土木施設に被害
9 S58.09.27 (台風10号)	111.6	1,482	・主に公共土木施設
10 H02.09.18 (台風19号)	184.1	2,177	・農地・宅地の浸水約135ha*・家屋浸水523戸 ・河川施設等の公共土木施設に被害
11 H10.10.18 (台風10号)	110.1	2,403	・農地、宅地の浸水約0.6ha ・家屋浸水5戸
12 H11.6.30 (梅雨前線)	118.0	1,548	・水害統計に計上されていない。
13 H16.8.31 (台風16号)	145.9	2,282	・死者1名、負傷者9名、住家損壊917棟、床上浸水15棟、床下浸水96棟
14 H16.09.29 (台風21号)	139.9	2,228	・住家損壊4棟、床上浸水46棟、床下浸水524棟
15 H16.10.20 (台風23号)	131.2	2,016	・住家損壊63棟、床下浸水17棟

【資料2】P2(上)

図7 流域委員会による提言



【資料2】P9(上)

(提言P22「IV河川整備計画のあり方 1.治水 (1)各種洪水規模に対する氾濫シミュレーションにもとづく治水対策の検討」からの抜粋)

図8 抽出した主要洪水

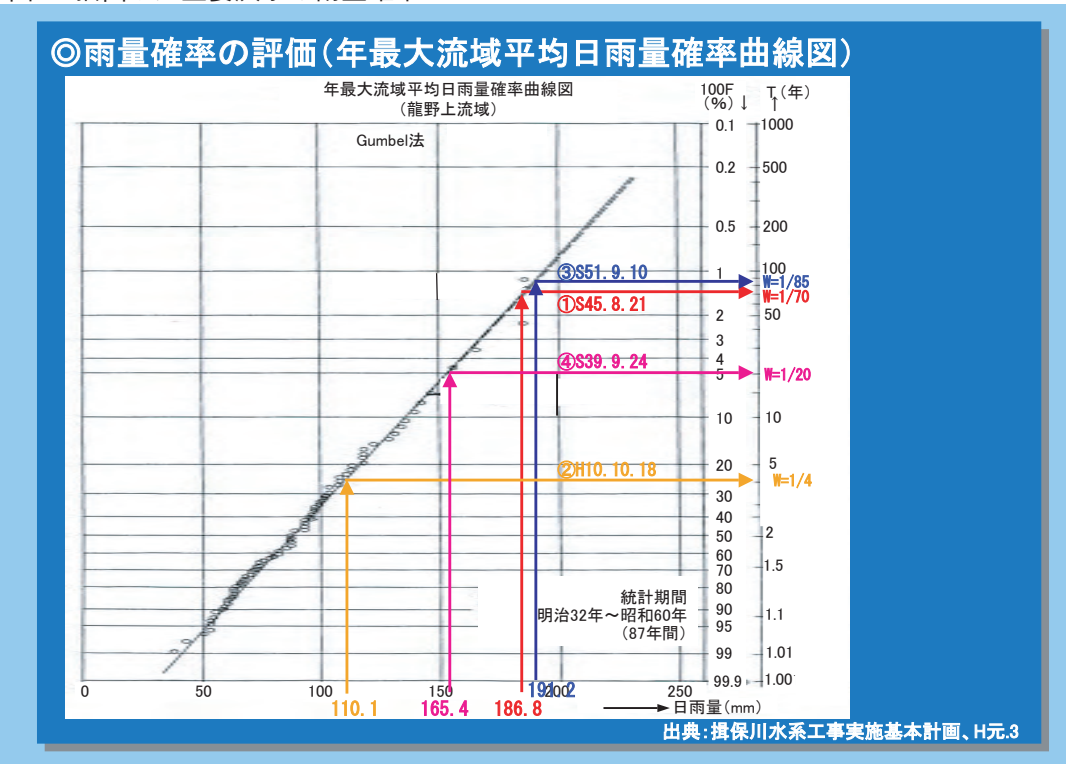
(左の提言に対し、既往15洪水の中から抽出された洪水)

◎ 抽出した主要洪水について

	洪水	龍野上流域 流域平均日雨量 (mm)	雨量確率 (工事業標準法計画)	龍野ピーク流量 (m³/s)
①	S45.8.21 (上流集中型)	186.8	約1/70	2,900
②	H10.10.18 (短期集中型)	110.1	約1/4	2,403
③	S51.9.10 (下流集中型)	191.2	約1/85	2,031
④	S39.9.24 (中流集中型)	165.4	約1/20	1,967

【資料2】P10(上)

図9 抽出した主要洪水の雨量確率



出典: 摂保川水系工事業実施基本計画、H元.3

【資料2】P10(下)

参考までに大体これぐらいということを出している。また24時間雨量で評価すれば、もう少し洪水自体、あるいは雨自体の特性を反映できるかもしれないが、今回はそこまではやっていない。

- 最大24時間雨量と日雨量ではかなり数字が違うことがある。(この資料の情報は)あくまで目安として解釈する。

一 委員会が議論・確認すべき事項について

- 流域委員会からたくさんの提言をさせてもらったが、提言に忠実にきっちり反映していただいたと思う。例えば、いろいろなパターン・規模の洪水に対して氾濫解析をしてくださいという提言をした。こういう計算をするのが大変な作業であるということを変更して認識できた。(図7～10参照)
- この段階では、どういう洪水の規模を考えるかという外力としての対象洪水について、委員会で認識を共有することが非常に大事だと思う。今日出てきた案は、過去の15洪水ほどを選んで、そのどれかを計画の対象にするというものである。(図11～14参照) いわ

ゆる人工的に想定した洪水を対象にするのではなく、既往の洪水を対象にしようとしている。こういう考え方で外力を選んでよいかどうかという議論や共有認識などを、確認をしておくべきだと思う。

- (結果的に示された対象洪水は、) 事業規模から考えると、15洪水のうちの下から2番目が3番目にあたる割に小さな洪水になってしまった。これぐらいの規模であるということをもとに認識する。その洪水で氾濫シミュレーションをすると、龍野では氾濫は起きていない。そういう程度の洪水であるということをもとに認識しなければいけない。(図15～18参照)



●先程の確率の大きさの話については、今は、実際に過去に起こった洪水を対象としているので、日雨量から評価される洪水の確率規模というのは、あくまで目安

というか、台風の一つの名札のようなものだとというように認識しておくべきではないか。

## 一 氾濫解析情報の地域への公表

●18ページ以降のシミュレーションの結果として、洪水が起こりそうな所を色分けした地図(図10)があるが、これまでにこういうデータは地域に伝わっているのか。

→(河川管理者による回答)

各洪水ではなく、計画高水流量程度が流れたときに破堤したら、これぐらいの氾濫が起きる可能性があるということは従前から示してあり、それをベースに市町にハザードマップを作ってもらっているので、初めてではない。

図10 抽出した主要洪水の氾濫シミュレーション結果(s45. 8. 21の洪水)



【資料2】P18(上)

## 一 シミュレーションと対象洪水との関係

●資料の10ページ(図8)に示された既往洪水のほとんどが、どちらかという集中型になっている。集中型の洪水の場合、非常に氾濫域が大きかったのに対して、選定された昭和47年の7月の梅雨前線型(図15、16参照)は、どちらかといえば上流域に雨が長期にわたって降った洪水となっている。このつながりを理解できるよう説明してほしい。

→(河川管理者による回答) 10ページ(図8)については、(流域委員会提言にもとづき)規模が異なる洪水ごとに氾濫があるということを勉強しようということでシミュレーションしたものである。したがってシミュレーションの内容と、最後に示した昭和47年の降雨とが直接結びつくというわけではない。

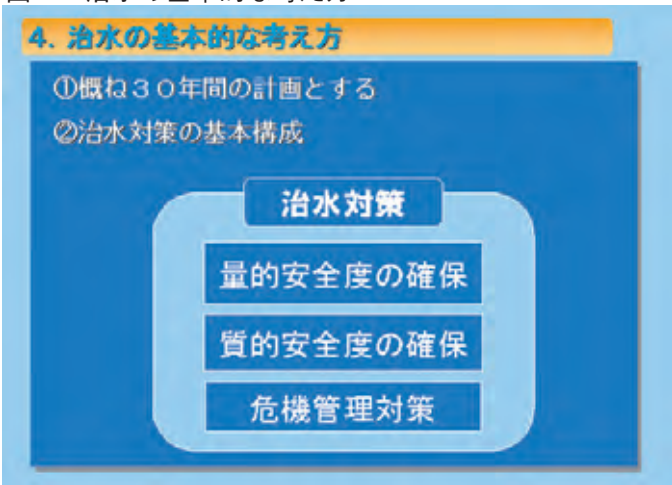
シミュレーション結果から分かるように、最大洪水(S45.8.21)でも栗栖川は氾濫しない。(図10参照)しかし栗栖川はやらなくていいということにはならない。51年は下流はすごかったが、上流の本川はそれほどすごくはなかった。では上流はやらなくてよいのかというと、そうとも言い切れない。シミュレーションはあくまでも参考である。何とか分かりやすい順序、箇所の選定というものを心がけようと内部で議論したが、いちばん流下能力が低い所からやっていくということ

が、いちばん分かりやすいのではないのかということになった。また、最近公共事業費も毎年数%ずつ削られている状況の中で、(整備計画は)我々が地域に示して約束する計画なので、理想を掲げたところで全くできないというのでは話にならない。そういった総合的な判断の中で、龍野地点を基準に流下能力の低いものから選んでいこうということで、計算して結果的に出てきたのが47年洪水である。

誤解のないようお願いしたいのは、47年洪水が対象といっても、洪水の氾濫被害がなくなるのは33ページ(図18)に図示されてあるところだけではなく、現在我々が工事実施基本計画にのっとって、すでに事業に着手している所もある。47年洪水だからといって、栗栖川は何もしないというわけではない。あくまで継続事業は引き続ききっちりやり、それプラス堤防の質的強化もきっちりやる。当然それらをやるという前提のうえで、47年洪水を想定して危ない所を新規にやっていく。こういうストーリーで考えている。

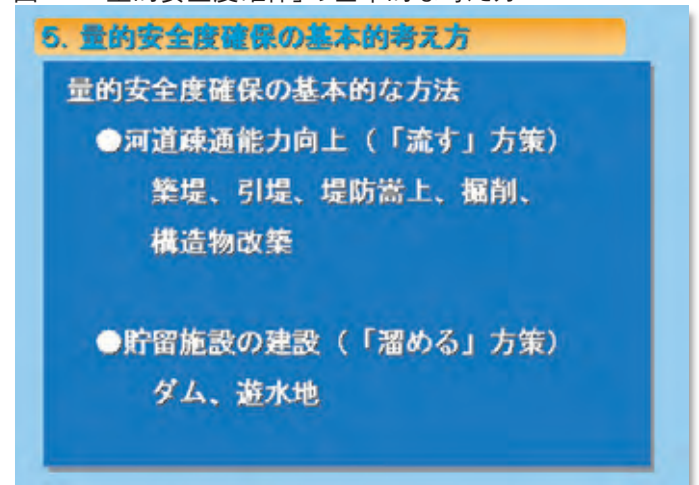
●今の補足説明で理解できたが、こういう説明を流域の住民の方々にされた場合に誤解されそうな部分ではないか。

図11 治水の基本的な考え方



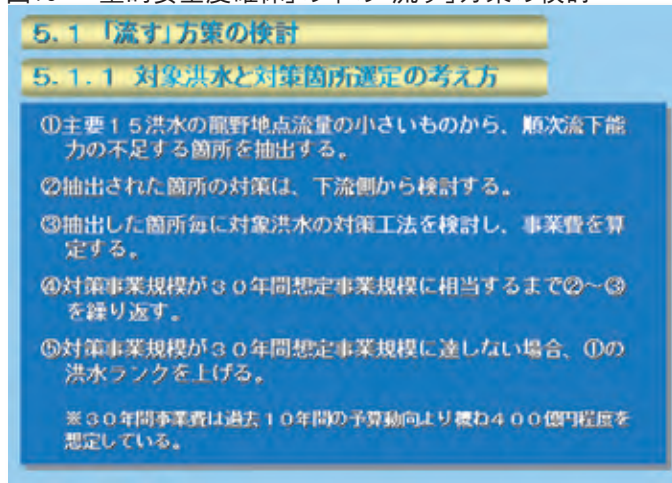
【資料2】P26(上)

図12 「量的安全度確保」の基本的な考え方



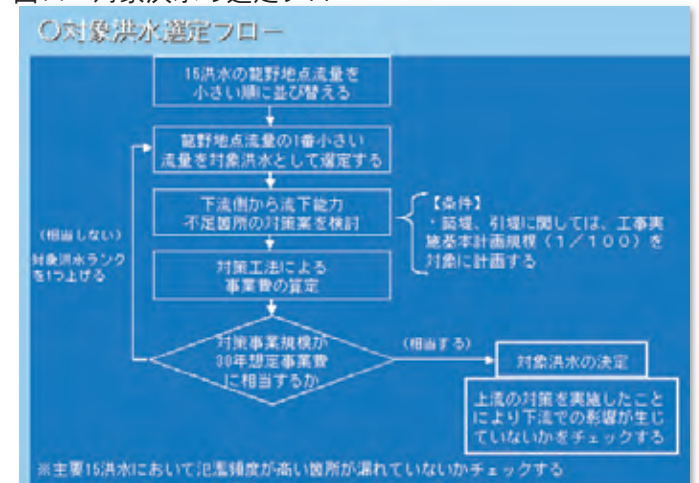
【資料2】P26(下)

図13 「量的安全度確保」の中の「流す」方策の検討



【資料2】P27(上)

図14 対象洪水の選定フロー



【資料2】P27(下)

→(河川管理者による回答) 32ページ下(図17)に昭和47年の対象洪水の規模に対する流下能力を示しているが、非常に多くの箇所について対策が必要である。(対象洪水は)流量規模だけで見ると比較的小さいほう

### — 対象洪水の選定の考え方 —

●よく使われる方法は、例えば30年に1回程度の洪水の規模を確率計算から想定し、それを流せるような工事をしたときにどれだけ費用がかかるかを計算し、それが400億円を上回るのであれば、工事箇所にプライオリティをつけて、できるところから整備を進めていくというものだろう。多分、ここで治水の基本的な考え方を設定するに当たり、かなり議論されて最終的にこの方法を選択されたのではないかと思う。どういうコンセプトで最終的にこの方法を委員会に提示するに至ったかを説明していただきたい。

→(河川管理者による回答) 26ページの上(図11)「治水の基本的な考え方」にあるように、量的、質的、危機管理と、三つに分けるかどうかということが一番議論になった。いろいろな洪水を考えたら、被害の起こる所も、また本川と支川で違うなど、いろいろなバリエーションが出てきて、何十年に1回の洪水だという規模だけでは正直分からない。本川であれば、30分の1

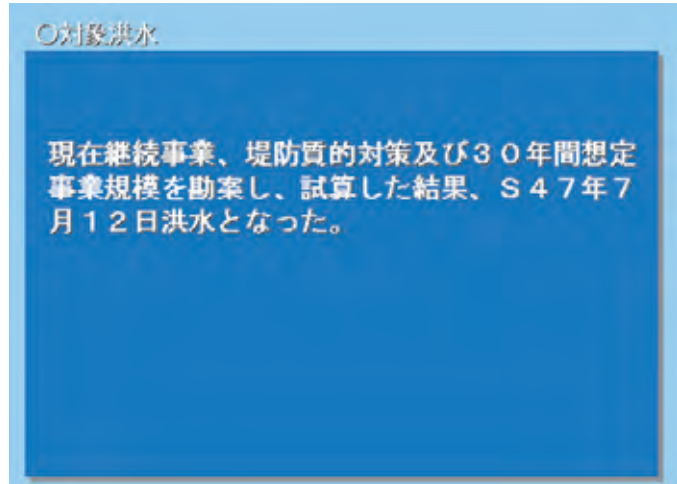
ではあるが、現在の継続事業の状況や、新規に着手するにもまだこれだけの箇所が必要だという状況から見れば、今の予算状況から見て、この程度が妥当ではないかということで本日お示しした。

だけれども支川はまた違うということになり、説明しても分かりづらいところがある。治水対策として、量、質、危機管理と三つに分け、今回は量的安全度の確保ということで説明をしているが、何らかの議論の前提となるものがないと困るので、非常に現実的な方法として事業規模というものを想定し、量的すなわち流下能力が足りない所からやっていくものとし、これまでの継続事業を見ながら判断したら(対象洪水が)47年洪水ということになった。

次回は、継続事業もお示しし、既往洪水で今回我々が30年間を想定しているもので対策を行ったらこれぐらい氾濫等が軽減されるといったものを出したい。単に何十分の1の洪水を想定してというよりは、我々の取った対策の後で同じようなシミュレーションなりをして効果を見ていただいたほうが、いろいろな洪水に対しても効果が出せるのではないかと考えている。

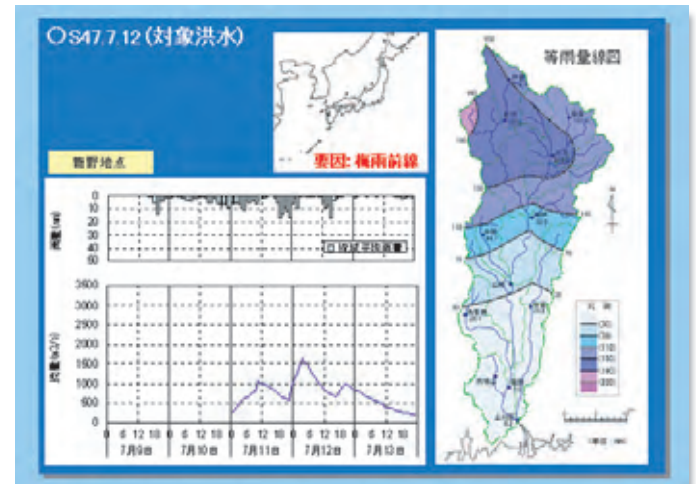


図15 選定された対象洪水



【資料2】P31(下)

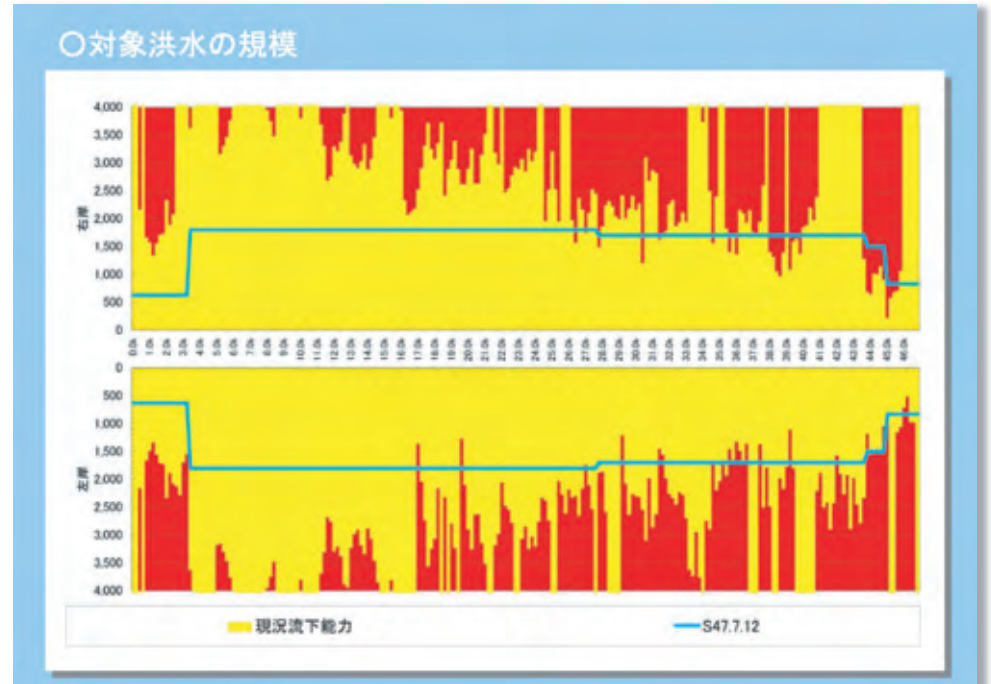
図16 選定された対象洪水(s47. 7. 12. の洪水)



【資料2】P32(上)

図17 対象洪水の規模(青色の線が対象洪水の流量)

●ある意味、非常に現実的な線を出したユニークな提案と理解した。ただし最終的に選んだ洪水について確率計算等をしたとき、例えば10分の1ぐらいだったというような数字が出てきた場合、住民の皆さんに説明したとき、10年に1回の洪水では何か心もとないな、という結果が出ないとも限らない。よく使われる、例えば30年に1回の大雨を想定して、それに対する対策を立てるというような方法とは違うので、そのあたりをどう理解していただくか。揖保川流域委員会の特徴として、他はともかくこういう方法を取るのだという提案をするということも、もちろん一つのあり方だし、それを議論したらよいと思う。



【資料2】P32(下)

→(河川管理者による回答) 一つの洪水で、あるいは一つの確率規模だけで、支川のことまでの確に表現できるものがなかったためにこのような手法を採ったが、やはり、47年洪水だけなのかということは議論が出てこようかと思う。30年間のメニューとして採ったことによる効果についてご説明していきたい。10分の1は安全だけれど15分の1はだめだという画一的な説明では、なかなか難しいシミュレーションなので、もう少し分かりやすくする工夫はしたい。

図18 対象洪水による氾濫シミュレーションの結果



【資料2】P33

## 一 異常気象など長期的な問題への対応について

●地球温暖化にもとづく異常気象により、局地集中豪雨が全国のあちこちに惨状をもたらしている。この流域委員会は30年先を読み取るべく提言するのが一つの課題である。したがって温暖化に伴う異常気象の問題も踏まえて検討してみなければならない。これほど温暖化が進んでいる中で、計画雨量の問題あるいは河川の計画規模を全面的に見直していく必要があるのではないか。そういう状況を踏まえて、数値に裏打ちされた問題の提起が次回以降に期待できるのかどうかをお聞きしたい。

→(河川管理者による回答) 現実的な問題として、既往最大洪水への対応ですら30年間で達しない状況であり、もし既往最大洪水に全部対応し、100年に1回の規模への対応をすべて達成した上で、なお将来を見通して危なくなるということであれば計画を立てて実施するというのが理想的である。異常気象でもっと違う状況になったときに、新たな知見が出てそれが認知されれば、当然整備計画自体を見直していくことになる。

●27ページの下(図14)の【条件】のところに書かれた、「100年に1回を対象に計画する」という意味をもう

## 一 代替的な方法論について

●事業費が400億程度ということの一つの目安にする意味は分かるが、被害額に基づけばどのような整備を考えればよいのか、という検討もできそうな気がする。今示してもらった考え方以外に選択可能な別の方法論があるのかどうかということを確認したい。もしこの方法しかないとするれば、例えばもう1本上の線(洪水規模)(図19参照)にすると、(事業費が)いくらか余計にかかるのか気になる。ものすごいコストがかかるのならば望めないと思うが、今我々が議論している考え方の妥当性というか、ほかの方法はないのかどうかをお聞きしたい。

→(河川管理者による回答) ほかの45年洪水、51年洪水、それぞれ氾濫の規模も対応も違うが、事業費を概算で示すことは可能だと思う。今のところ、

少し教えていただきたい。

→(河川管理者による回答) 例えば、今回ある洪水をもとに川幅を決めたとしても、次の工事はまたその堤防を拡大していくことになる。何度も何度もさかのぼって同じ所を改修していくということは現実的に不可能なので、堤防を造るということであれば100年に1回の計画で河道を流す流量のために必要な堤防を造りたい。そのほうが、あとあと手戻りがないということになる。

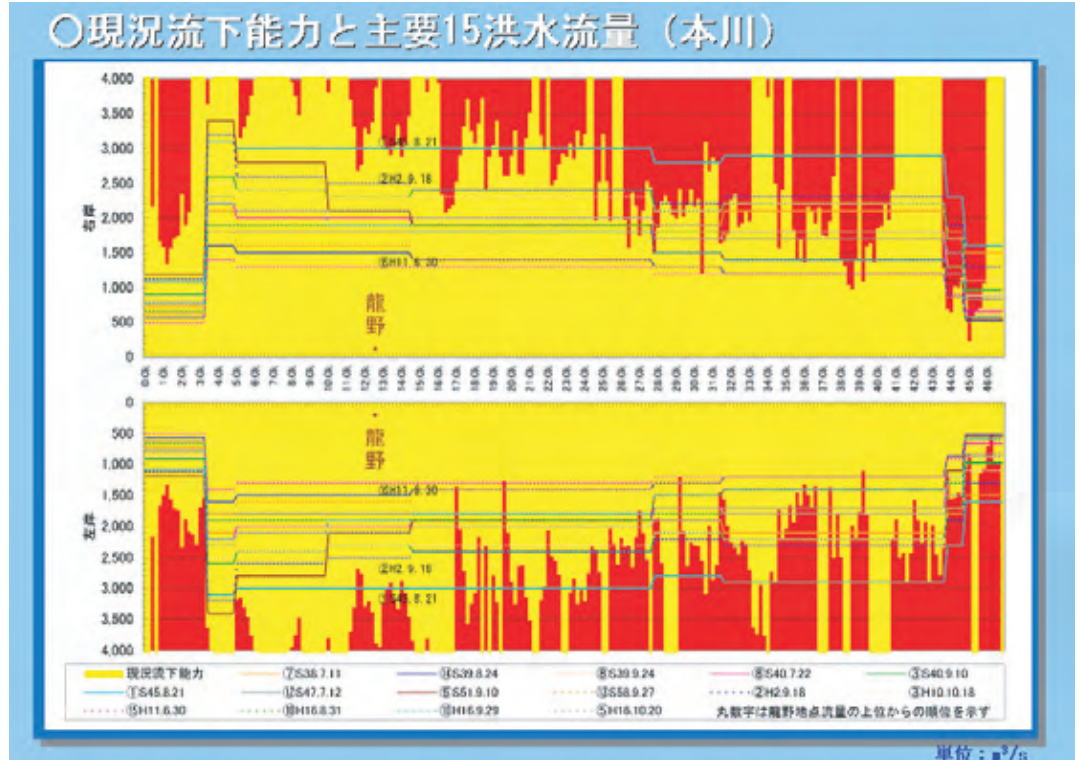
●例えば上流域で築堤、引堤をした場合には、今回の15の洪水は完全にクリアされるというように理解したらよいか。また、現在も築堤、引堤をされている場合は、100年に1回の洪水を想定してやっているということか。

→(河川管理者による回答) 基本的には15の洪水は満足できると思うが、堤防と併せて、堰の改築、橋梁の改築、河床掘削などとセットで堤防の位置を決めているので、単に堤防を築いたからといって、すべてできるかどうかは計算してみないと分からない。現在でも、基本的には100年に1回の洪水を想定して堤防を築造している。

現実的な問題として我々が30年間と約束できるというものを出そうとすると、こういう方法論になる。

●かりに被害額の算定が簡単にできるとすれば、被害額

図19 現状流下能力と主要15洪水の流量(揖保川本川)



【資料2】P28(下)



が大きくなりそうな所から効果的にやったほうがよいという考え方はあると思う。そのような考え方を適用した事例はないのか。

→(河川管理者による回答) 今回お示ししたのは「流す」方策のみなので、「流す」能力だけから考えれば、ネ

## — 継続事業の扱いについて —

● 1 ページの下(今回の説明範囲の図参照)の6番目の「継続事業」については次回説明が行われると思うが、昭和63年に策定された工事实施基本計画に基づいた継続事業ということか。

→(河川管理者による回答) 工事实施基本計画にはどの箇所でするとは具体的に細かく書いていない。継続事業は、大きな方針としては工事实施基本計画に沿ってやっている工事だが、今回はより分かりやすく整備計画を作るので、内容的には河川整備計画のほうが

より具体的な記載方法となる。  
● 議論を経て、継続事業も河川整備計画に載る可能性があるということか。  
→(河川管理者による回答) 継続事業はまだ何年もやっていく事業なので、当然整備計画のメニューの一つとして載ると思う。今後30年間にどのように河川を整備していくのかというのを分かりやすく示すものが整備計画なので、継続事業が今回整備計画を作ることによって否定されるということはない。

## 3.今後の予定について

○今後の大まかな審議の流れについて河川管理者から説明がありました。

今後のスケジュールとしては、7月頃に次河流域委員会にて「揖保川河川整備計画(治水)の基本的な考え方」の後半として、具体的な整備事業の計画、危機管理対策等について説明を行う予定であること、9月あるいは11月前後に、15回及び16回の委員会を開催し、16回委員会あたりまでに基本的な考え方の説明を終え、来年早々に「住民説明のための説明資料」の第1稿を作成し、住民の意見聴取、自治体への説明を実施していく考えが示されました。

○次回第14回委員会は7月26日(火)を候補日として調整することとなりました。

### 傍聴席より

■今日は住民意見反映のあり方が審議されると期待してきたが、簡単に済んでしまい残念です。住民意見をどのようにしてとらえるかの議論を次回にお願いします。

■昔の人が「川を治めんと欲せば、まず山を治めよ」という言葉を残しているように、もっと山のことを考えよう。去年の台風では杉林などがめちゃくちゃに倒れた。山はだんだん荒れている。山は国土交通省の管轄ではないといわれるかもしれないが、川を完全によくしようと思うのであれば、まず山の保水力を高める。その検討から入ってほしい。現在の荒れた山を何とか立ち直らせなかったら、川に堤防を築くとか何かと言っているけど、どういうことが起きるか分からない。



## 表紙写真を募集しています!

揖保川流域委員会ニュースレターの表紙を飾る写真を、一般の方より募集します。四季おりおりの揖保川の風景や行事など、揖保川流域内で撮影された写真を応募して下さい。なお、ニュースレターは委員会の開催ごとに発行する予定で、表紙として採用させていただく写真の選定は、委員会において行います。また、応募いただいた写真の一部を揖保川流域委員会ホームページでも紹介させていただく予定です。

[応募方法]

プリントした写真と、撮影場所・撮影時期等の説明文を同封し、住所・氏名・電話番号をご記入の上、下記の庶務連絡先まで郵送で応募して下さい。応募写真は、未発表の作品に限らせていただきます。

※なお、使用させていただく写真の著作権、著作権は委員会に帰属するものとし、応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## 表紙の写真について撮影者のコメント

「台風で流されるたび、作り変えられるため、流れ橋とも呼ばれていた木橋も、すぐ上にかかっていた鉄橋も、いつしかなくなり、今は、新しい道路とともに、立派な八十大橋に生まれ変わっている……子供の頃は、夏休みになると河原へ牛を放ち、ノドが渴くと湧き出る水を飲み、川エビやうなぎ、鯉などを取り捕り、この周辺でカッパのように泳ぎ回っていた懐かしい記憶。今ようやく元の美しい一級河川に戻りつつある揖保川の下流は、住民の散歩コースにもなっています。自然は自然のまま、いつまでも残してほしいものです。」



## 揖保川流域委員会とは

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました(図-1参照)。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20~30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、学識経験者、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました(図-2参照)。

揖保川流域委員会は、「揖保川河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、

- ① 河川整備計画の原案について意見を述べる
- ② 関係住民意見の反映のあり方について意見を述べる

ことを目的に設置しているものです。



## これまでに開催された会議

### ◆ 揖保川流域委員会

第1回委員会	平成14年3月4日(月)
第2回委員会	平成14年5月27日(月)
第3回委員会	平成14年8月2日(金)
第4回委員会	平成14年10月7日(月)
第5回委員会	平成14年11月25日(月)
第6回委員会	平成15年4月14日(月)
第7回委員会	平成15年7月1日(火)
第8回委員会	平成15年11月18日(火)
第9回委員会	平成16年1月29日(木)
第10回委員会	平成16年3月4日(月)
第11回委員会	平成16年5月24日(月)
第12回委員会	平成16年8月3日(火)
第13回委員会	平成17年5月30日(月)

### ◆ 揖保川を語り、生かす集い

網干会場	平成14年5月11日(日)
山崎会場	平成15年5月17日(土)
龍野会場	平成15年5月18日(日)

### ◆ 流域社会分科会

第1回分科会	平成14年12月24日(火)
第2回分科会	平成15年1月27日(月)
第3回分科会	平成15年3月11日(火)
第4回分科会	平成15年8月21日(木)
第5回分科会	平成15年9月25日(木)

### ◆ 情報交流分科会

第1回分科会	平成14年12月24日(火)
第2回分科会	平成15年2月7日(月)
第3回分科会	平成15年4月7日(月)
第4回分科会	平成15年8月21日(木)
第5回分科会	平成15年9月25日(木)
第6回分科会	平成16年9月15日(水)

### ◆ 治水・利水・自然環境分科会

第1回分科会	平成14年12月19日(木)
第2回分科会	平成15年1月21日(火)
第3回分科会	平成15年2月18日(火)
第4回分科会	平成15年8月28日(木)
第5回分科会	平成15年9月30日(火)

## 資料の入手方法

委員会資料の閲覧・郵送を希望される方は、電話・FAX・Eメールで庶務までご連絡下さい。  
※委員会資料は、ホームページからもダウンロードできます。

## 揖保川流域委員会ニュースレター No. 20

[編集・発行] 揖保川流域委員会  
[連絡先] 揖保川流域委員会 庶務  
株式会社ニュージェック 担当: 高橋・井上

〒531-0074 大阪市北区本庄東2-3-20

TEL: 06-6374-4080 FAX: 06-6374-5108

E-mail: office@newjec.co.jp

揖保川流域委員会 ホームページアドレス <http://www.iboriver.jp>

